

新たな福島県入札制度等監視委員会の組織及び運営について

附属機関の設置に関する条例（抜粋）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定があるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第2条 別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として設置するものとし、その担任する事務は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

第3条 前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

別表

執行機関	附属機関	担任する事務
知事	福島県入札制度等監視委員会	次に掲げる事項を調査審議する。 一 入札及び契約の適正化に関する重要事項 二 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項 三 入札及び契約に係る苦情に関する事項 四 入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

福島県入札制度等監視委員会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和29年福島県条例第35号）第3条の規定に基づき、福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門的知識を有する者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（答申の期限）

第6条 委員会は、入札及び契約に係る苦情に関する事項について知事から諮問を受けた場合においては、当該諮問の日から起算して50日以内に知事に答申するものとする。

(意見の尊重等)

第7条 知事は、委員会から調査審議に係る事項に対する意見を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講じるものとする。

(部会)

第8条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員の定数は、4人とする。

3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

4 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の会議の議長となる。

8 第5条第3項から第5項までの規定は、部会に準用する。

9 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(委員の除斥)

第9条 委員は、自己、配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族又は同居の親族の利害に関係のある事案については、議事に加わることはできない。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部財務領域入札改革グループにおいて処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される委員会の会議は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。

福島県入札制度等監視委員会運営規程（素案）

（趣旨）

第1条 この規程は、福島県入札制度等監視委員会規則（平成19年福島県規則第号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の招集通知）

第2条 委員長は、委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議事を委員に通知するものとする。

（入札及び契約の適正化に関する重要事項の調査審議の方法）

第3条 委員会は、入札及び契約の適正化に関する重要事項を調査審議する場合においては、原則として、事務局が準備した資料その他委員会が指示する資料により事務局から説明を受け、調査審議を行うものとする。

（入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の調査審議の方法）

第4条 委員会は、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議を行うものとする。

- 一 設計金額が250万円未満のものを除く県の機関（知事部局、企業局、病院局、教育委員会及び公安委員会をいう。以下同じ。）が発注する建設工事における入札及び契約の状況について、県発注工事の入札結果集計表（様式第1号）、入札方式別発注工事総括表（様式第2号）、入札方式別発注工事一覧表（様式第3号）その他委員会が指示する資料により事務局から報告を受け、調査審議を行う。

・公共工事における入札制度改革を先行して行っていること
・業務委託、物品購入等を含めると件数が膨大になること から、
当分の間、従前どおり、250万円以上の建設工事における入札及び契約の状況を対象とするのがよいのではないか。（第2号も同じ。）

- 二 前号の調査審議の資料となる入札方式別発注工事一覧表に記載の工事のうち、第7条の規定により抽出された事案に関する一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由等、指名競争入札に係る指名の理由等及び随意契約の理由等について、抽出事案説明書（様式第4号、第5号又は第6号）その他委員会が指示する資料により県の機関から説明を受け、調査審議を行う。

- 三 入札参加資格制限等の運用状況について、入札参加資格制限（指名停止）の運用状況一覧表（様式第7号）により事務局から報告を受け、調査審議を行う。

2 前項に規定する調査審議に係る対象期間については、委員会がその都度定めるものとする。

4月からの新たな入札制度における入札及び契約の状況を適宜監視するため、対象期間は、その都度委員会が定めることとした方がよいのではないか。（従前の対象期間は4か月間）

（入札及び契約に係る苦情に関する事項の調査審議の方法）

第5条 委員会は、入札及び契約に係る苦情に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議を行うものとする。

一 再苦情の申立てに係る調査審議（第2号に規定するものを除く。）

ア 福島県入札及び契約の手續等に関する再苦情処理要領（以下「再苦情処理要領」という。）第5条の規定により、委員会に再苦情の審議の依頼があった場合には、委員長は速やかに委員会を招集する。

再苦情の審議を依頼する案件（改正案：平成19年4月1日改正予定）

- (1) 条件付一般競争入札において、入札参加資格がないと認められた者から、その理由について説明を求められ回答したが、その者から再苦情を申立てられた場合
- (2) 請負工事の成績を評定した場合において、請負者からその内容について説明を求められ回答したが、その者から再苦情を申立てられた場合
- (3) 総合評価方式により落札者を決定した場合において、落札者とならなかった者から、その理由について説明を求められ回答したが、その者から再苦情を申立てられた場合（新設）
- (4) 入札参加資格制限を行った場合において、入札参加資格を制限された者から、その理由について説明を求められ回答したが、その者から再苦情を申立てられた場合（新設）

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に従い、新たに(3)(4)も再苦情の対象とすべきではないか。

また、(3)については、入札参加資格がないと認められた者から再苦情の申立てがあった場合と同様に、入札及び契約手續を続行すべきではないか。

イ 委員会は、再苦情処理要領第4条に規定する再苦情申立書その他委員会が指示する資料により、再苦情の申立者及び県の機関から説明を受け、申立ての理由の有無等について調査審議する。

ウ イに規定する調査審議を終えたときは、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

エ アからウまでの規定にかかわらず、委員長が部会に調査審議を行わせることが適当であると認めたときは、規則第8条第1項の規定に基づき、委員会に部会を置くことができる。この場合、委員長は速やかに部会長及び部会に属すべき委員を指名するとともに、指名された部会長は速やかに部会を招集する。

機動的に対応しなければならない案件が予想されることから、部会において調査審議することができるようにした方がよいのではないか。

オ エの規定により招集された部会は、再苦情処理要領第4条に規定する再苦情申立書その他部会が指示する資料により、再苦情の申立者及び県の機関から説明を受け、申立ての理由の有無等について調査審議する。

カ オに規定する調査審議を終えたときは、部会長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を委員長及び知事に報告しなければならない。この場合、当該調査審議に係る部会の議決は、規則第8条第9項の規定により委員会の議決とする。

部会を設置し調査審議した場合においては、その設置目的から考え、部会で判断することを原則とした方がよいのではないか。

キ カの規定にかかわらず、部会が委員会において判断するのが適当であると認められた場合又は部会設置の際、委員長が委員会において判断する旨指示した場合には、部会長は委員長に委員会の招集を求めるものとする。

ク キに規定する部会長の求めがあった場合には、委員長は速やかに委員会を招集する。

ケ クの規定により招集された委員会は、部会長から報告を受け、申立ての理由の有無等について調査審議する。

コ ケに規定する調査審議を終えたときは、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

二 再苦情の申立てに係る調査審議（再苦情処理要領第7条第1項の規定により却下された事案に係るもの）

ア 委員会は、再苦情処理要領第7条第2項に規定する却下事案報告書により県の機関から報告を受け、却下が適切だったか等について調査審議する。

イ アの規定による調査審議の結果、却下が不適切だったと判断したときは、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

（入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項の調査審議の方法）

第6条 委員会は、入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議を行うものとする。

- 一 福島県談合情報処理要領第 条の規定により、委員長に談合情報等の報告があった場合には、委員長は速やかに委員会を招集する。
- 二 委員会は、事務局が準備した資料その他委員会が指示する資料により事務局及び県の機関から説明を受け、調査に値するものかを調査審議する。
- 三 前号に規定する調査審議の結果、委員会が調査に値しないと決定した場合には、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成し知事に報告しなければならない。
- 四 第2号に規定する調査審議の結果、委員会が調査に値すると決定した場合には、委員会は、事務局、県の機関その他関係者等から説明等を聴き、又は必要な書類の提出を受け、談合の疑いの有無等について調査審議する。
- 五 前号に規定する調査審議を終えたときは、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。
- 六 第1号から前号までの規定にかかわらず、委員長が部会に調査審議を行わせることが適当であると認めたときは、規則第8条第1項の規定に基づき、委員会に部会を置くことができる。この場合、委員長は速やかに部会長及び部会に属すべき委員を指名するとともに、指名された部会長は速やかに部会を招集する。

機動的に対応しなければならない案件が予想されることから、部会において調査審議することができるようにした方がよいのではないか。

- 七 前号の規定により招集された部会は、事務局が準備した資料その他部会が指示する資料により事務局及び県の機関から説明を受け、調査に値するものかを調査審議する。
- 八 前号に規定する調査審議の結果、部会が調査に値しないと決定した場合には、部会長は、速やかに調査結果報告書を作成し委員長及び知事に報告しなければならない。この場合、当該調査審議に係る部会の議決は、規則第8条第9項の規定により委員会の議決とする。
- 九 第7号に規定する調査審議の結果、部会が調査に値すると決定した場合には、部会は、事務局、県の機関その他関係者等から説明等を聴き、又は必要な書類の提出を受け、談合の疑いの有無等について調査審議する。
- 十 前号に規定する調査審議を終えたときは、部会長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を委員長及び知事に報告しなければならない。この場合、当該調査審議に係る部会の議決は、規則第8条第9項の規定により委員会の議決とする。

部会を設置し調査審議した場合においては、その設置目的から考え、部会で判断することを原則とした方がよいのではないか。

十一 前号の規定にかかわらず、部会が委員会において判断するのが適当であると認められた場合又は部会設置の際、委員長が委員会において判断する旨指示した場合には、部会長は委員長に委員会の招集を求めるものとする。

十二 前号に規定する部会長の求めがあった場合には、委員長は速やかに委員会を招集する。

十三 前号の規定により招集された委員会は、部会長から報告を受け、談合の疑いの有無等について調査審議する。

十四 前号に規定する調査審議を終えたときは、委員長は、速やかに調査結果報告書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

(審議対象事案の抽出)

第7条 委員会は、第4条第1項第2号に規定する調査審議に係る事案抽出に関するテーマを決定するとともに、委員長は抽出を行う2人の委員を指名するものとする。(以下指名された2人の委員を「抽出チーム」という。)

機動性等を考えると抽出チームの構成員は2人が適当ではないか。

2 抽出チームは、事務局が作成したテーマに関する資料から、抽出事案説明書を作成させる事案を20件程度抽出するものとする

3 抽出チームは前項により抽出した事案に係る抽出事案説明書を書面審査し、委員会で調査審議する事案を5件程度抽出する。

(部会の招集通知)

第8条 第2条の規定は、部会長が部会を招集する場合に準用する。

(会議の公開)

第9条 委員会及び部会の会議の公開に関する取扱いについては、別に委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月 日から施行する。

様式第 1号

県発注工事の入札結果集計表

(対象工事:250万円以上)

今回: 年 月 ~ 月 契約分
 前回: 年 月 ~ 月 契約分

部局	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
知事直轄					
総務部					
企画調整部					
生活環境部					
保健福祉部					
商工労働部					
農林水産部					
土木部					
出納局					
企業局					
病院局					
教育委員会					
公安委員会					
総計					

入札方法	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
一般競争入札					
条件付き一般競争入札					
公募型指名競争入札					
技術評価型意向確認方式指名競争入札					
希望工種反映型					
指名競争入札					
随意契約					
総計					

工種	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
一般土木工事					
舗装工事					
建築一式工事					
電気設備工事					
暖冷房衛生設備工事					
鋼橋上部工事					
PC橋上部工事					
しゅんせつ工事					
塗装工事					
法面処理工事					
上下水道工事					
清掃施設工事					
消雪工事					
機械設備工事					
通信設備工事					
造園工事					
さく井工事					
グラウト工事					
総計					

金額	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
500万円未満					
1000万円未満					
3000万円未満					
5000万円未満					
1億円未満					
2億円未満					
3億円未満					
5億円未満					
15億円未満					
WTO案件未満					
WTO案件					
総計					

方部	件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
県北					
県中					
県南					
会津若松					
喜多方					
南会津					
相双					
いわき					
総計					

工種・ランク		件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
一般土木	A					
	B					
	C					
	D					
舗装	A					
	B					
	C					
建築一式	A					
	B					
	C					
	D					
電気設備	A					
	B					
	C					
暖冷房衛生 設備	A					
	B					
	C					
鋼橋上部	A					
	B					
	C					
PC橋上部	A					
	B					
	C					
しゅんせつ	A					
	B					
	C					
塗装	A					
	B					
	C					

ランク		件数	合計金額 (円)	今回 平均落札率 (%)	前回 平均落札率 (%)	増減
法面処理	A					
	B					
	C					
上下水道	A					
	B					
	C					
	D					
清掃施設	A					
	B					
	C					
消雪	A					
	B					
	C					
機械設備	A					
	B					
	C					
通信設備	A					
	B					
	C					
造園	A					
	B					
	C					
さく井	A					
	B					
	C					
グラウト	A					
	B					
	C					

月別	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
件数												
合計金額(円)												
平均落札率(%)												

様式第 2号

入札方式別発注工事総括表

(期間 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

入札方式	全体	知事直轄	総務部	企画調整部	生活環境部	保健福祉部	商工労働部	農林水産部	土木部	出納局	企業局	病院局	教育委員会	公安委員会
総件数														
(内訳)														
一般競争入札														
条件付き一般競争入札														
公募型指名競争入札														
技術評価型意向確認方式指名競争入札														
希望工種反映型指名競争入札														
指名競争入札														
随意契約														

(注) 設計額 250万円未満のものは含まない。

入札方式別発注工事一覧表 (福島県入札制度等監視委員会提出用)

 郵局名： _____
 期間： _____年 ____月 ~ _____年 ____月 契約分】

一般競争入札

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	参加業者数

条件付一般競争入札

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	参加業者数

公募型指名競争入札

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	参加業者数

技術評価型意向確認方式指名競争入札

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	参加業者数

希望工種反映型指名競争入札

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	参加業者数

指名競争入札 (設計金額 250万円以上)

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	参加業者数

随意契約 (設計金額 250万円以上)

番号	発注機関	工事名	工事種別	契約日	予定価格 (税込:円)	当初契約金額 (税込:円)	落札率 (%)	請負業者名	参加業者数

落札率は、小数点以下3位を切り捨てし、小数点以下2位まで記載すること。

入札参加者数には、失格又は無効な入札を行った者を含め、すべての入札参加者の数を記載すること。

抽出事案説明書

担当部局名： 】

入札方式	一般競争入札方式 条件付一般競争入札方式
発注機関	
入札年月日	
工事名	
工事種別	
工事概要	
入札参加資格	
入札参加資格設定の経緯及び理由	
入札参加資格確認申請者 (無資格者は×印)	
無資格理由の説明 (無資格者がある場合)	
予定価格 (税込 :円)	
入札の経緯及び結果	
当初契約金額 (税込 :円)	
請負業者名	
備考	

入札 (契約) 結果表を添付のこと
 条件付一般競争入札の場合は、条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表を添付のこと

抽出事案説明書

【担当部局名： _____】

入札方式	指名競争入札方式
発注機関	
入札年月日	
工事名	
工事種別	
工事概要	
指名業者	(業者名) (所在地)
指名業者を選定した 考え方	
予定価格 (税込 :円)	
入札の経緯及び結果	
当初契約金額 (税込 :円)	
請負業者名	
備考	

入札 (契約) 結果表を添付のこと
 技術評価型意向確認方式指名競争入札の場合は、技術評価型意向確認方式指名競争入
 札意向確認対象者選考等一覧表を添付のこと

(参考資料)
 福島県入札及び契約の手續等に関する再苦情処理要領新旧対照表(素案)

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この要領は、県の機関(知事部局、企業局、病院局、教育委員会及び公安委員会をいう。以下同じ。)が発注する建設工事の入札及び契約の手續並びに工事成績評定に関する再苦情を適切に処理し、入札及び契約の透明性を図ることを目的とする。</p> <p>(対象工事等) 第2条 この要領の対象工事等は次に掲げるものとする。 一 県の機関が発注した建設工事のうち、条件付一般競争入札(福島県条件付一般競争入札実施要領(平成19年3月 日制定。以下「条件付一般実施要領」という。)に基づき執行する入札をいう。以下同じ。)を実施した工事及び総合評価方式(福島県総合評価方式試行要領(平成18年8月24日制定。以下「総合評価要領」という。)に基づき評価する方式をいう。以下同じ。)により落札者を決定した工事 二 請負工事成績評定要領(平成14年7月1日制定。以下「工事成績要領」という。)に基づき評定を実施した工事 三 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月 日制定。以下「参加資格制限要綱」という。)に基づき実施した措置</p> <p>(再苦情の申立てができる者) 第3条 条件付一般実施要領第 条第 項、総合評価要領第 条第 項、工事成績要領第10第2項及び参加資格制限要綱第 条 項の規定による回答を受けた者で、当該回答に不服がある者は、県の機関に対して再苦情の申立てを行うことができる。</p> <p>(再苦情の申立ての方法) 第4条 再苦情の申立ては、前条に規定する回答を受けた日の翌日から起算して3日以内に、県の機関に対して、再苦情申立書(様式第 号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(再苦情の審議の依頼) 第5条 県の機関は、再苦情の申立てがあったときは、速やかに知事を経由して福島県入札制度等監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。</p> <p>(再苦情に対する回答) 第6条 県の機関は、委員会から再苦情の審議の結果の報告があったときは、その日から7日以内を目途に、申立人に対し書面によりその結果を回答するものとする。この場合において、審議の結果が申立てを認めないものであるときは、その理由を示してその旨を、審議の結果が申立てを認めるものであるときは、</p>	<p>(趣旨) 第1条 この要領は、県の機関(知事、企業局、病院局、教育委員会及び公安委員会をいう。以下同じ。)が発注する建設工事の入札及び契約の手續並びに工事成績評定に関する再苦情を適切に処理し、入札及び契約の透明性を図ることを目的とする。</p> <p>(対象工事等) 第2条 この要領の規定による入札及び契約に係る再苦情処理の対象工事は、県の機関が発注した建設工事のうち、条件付き一般競争入札(福島県条件付き一般競争入札実施要領(平成15年5月1日)により執行する入札)、公募型指名競争入札(福島県公募型指名競争入札実施要領(平成15年4月1日)により執行する入札)、及び技術評価型意向確認方式指名競争入札(福島県技術評価型意向確認方式指名競争入札実施要領(平成15年4月1日)により執行する入札)により行われたものとする。 また、工事成績評定に係る再苦情処理の対象工事は、請負工事成績評定要領(平成15年7月1日)により評定が行われたものとする。</p> <p>(再苦情の申立てができる者) 第3条 福島県条件付き一般競争入札実施要領第11条第2項、福島県公募型指名競争入札実施要領第11条第2項、福島県技術評価型意向確認方式指名競争入札実施要領第11条第3項、及び請負工事成績評定要領第10第2項の規定による回答を受けた者で、当該回答に不服がある者は、県の機関に対して再苦情の申立てを行うことができる。</p> <p>(再苦情の申立ての方法) 第4条 再苦情の申立ては、前条に規定する回答を受けた日の翌日から起算して3日以内に、県の機関に対して、再苦情申立書(別紙様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>(再苦情の審議の依頼) 第5条 県の機関は、再苦情の申立てがあったときは、速やかに福島県入札制度等監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。</p> <p>(再苦情に対する回答) 第6条 県の機関は、委員会から再苦情の審議の結果の報告があったときは、その日から7日以内を目途に、申立人に対し書面によりその結果を回答するものとする。この場合において、審議の結果が申立てを認めないものであるときは、その理由を示してその旨を、審議の結果が申立てを認めるものであるときは、そ</p>

改正後	改正前
<p>その旨及びこれに伴い県の機関が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。</p> <p>2 前項の県の機関が講じようとする措置は、同項の報告における委員会の意見を尊重した内容としなければならない。</p> <p>(再苦情の申立ての却下)</p> <p>第7条 県の機関は、申立人の資格要件の欠如、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に再苦情の申立ての適格を欠くと認めるときは、第4条の再苦情申立書を受付した日から7日以内にその申立てを却下することができる。</p> <p>2 県の機関は、再苦情の申立てを却下したときは、申立人に対し書面によりその旨を通知するとともに、直近の委員会において却下起案報告書(様式第2号)によりその概要を報告するものとする。</p> <p>(再苦情の申立てについての教示)</p> <p>第8条 <u>再苦情申立てができる旨の教示は、条件付一般実施要領第11条第2項、総合評価要領第 条第 項、工事成績要領第10第2項及び参加資格制限要綱第 条 項の規定による県の機関からの回答書に記載して行うものとする。</u></p> <p>(再苦情の処理結果の公表)</p> <p>第9条 県の機関は、再苦情の申立ての処理を行ったときは、再苦情申立書及び第6条第1項の規定による回答に係る書面又は第7条第2項の規定による却下に係る通知を速やかに公表するものとする。</p> <p>(入札及び契約の執行)</p> <p>第10条 <u>第2条第1号に掲げる対象工事に係る再苦情の申立ては、入札及び契約の事務の執行を妨げないものとする。</u></p> <p>附 則 この要領は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に起工した工事及び同日以降に行った工事成績評定に適用する。</p>	<p>の旨及びこれに伴い県の機関が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。</p> <p>2 前項の県の機関が講じようとする措置は、同項の報告における委員会の意見を尊重した内容としなければならない。</p> <p>(再苦情の申立ての却下)</p> <p>第7条 県の機関は、申立人の資格要件の欠如、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に再苦情の申立の適格を欠くと認めるときは、第4条の再苦情申立書を受付した日から7日以内にその申立てを却下することができる。</p> <p>2 県の機関は、再苦情の申立を却下したときは、申立人に対し書面によりその旨を通知するとともに、直近の委員会においてその概要を報告するものとする。</p> <p>(再苦情の申立についての教示)</p> <p>第8条 <u>再苦情申立ができる旨の教示は、福島県条件付き一般競争入札実施要領第11条第2項、福島県公募型指名競争入札実施要領第11条第2項、福島県技術評価型意向確認方式指名競争入札実施要領第11条第3項、及び請負工事成績評定要領第10第2項の規定による県の機関からの回答書に記載して行うものとする。</u></p> <p>(再苦情の処理結果の公表)</p> <p>第9条 県の機関は、再苦情の申立の処理を行ったときは、再苦情申立書及び第6条第1項の規定による回答に係る書面又は第7条第2項の規定による却下に係る通知を速やかに公表するものとする。</p> <p>(入札及び契約の執行)</p> <p>第10条 <u>入札及び契約に関する再苦情の申立が行われた場合、第6条第1項の規定による申立人への回答、又は第7条第2項の規定による申立人への通知が行われるまでの間は、当該入札の執行を行わないものとする。</u></p>